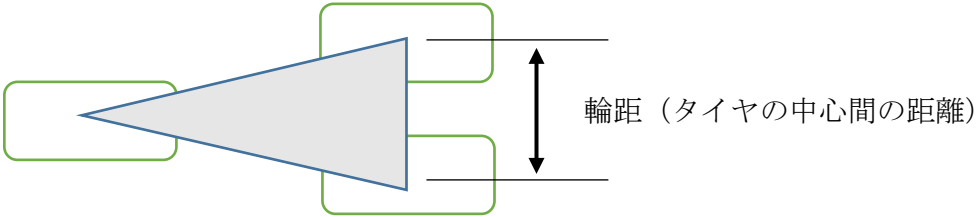


裏面

三島市では、改造内容について書類での審査を行っておりますので、改造内容が確認できる資料の提出が必要となります。

※申告内容に変更があった場合は、三島市税賦課徴収条例第70条第2項により申告する義務があります。

【添付書類参考】

<p>原動機の載せ替え</p>	<p>改造後の排気量が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/>原動機購入時の領収書等の写し（メーカー名、型番等がわかるもの） <input type="checkbox"/>原動機のカatalogの写し</p>
<p>改造キットの取り付け</p>	<p>改造後の仕様が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/>改造キットのカatalogの写し <input type="checkbox"/>改造キット購入時の領収書等の写し（メーカー名、型番等がわかるもの）</p>
<p>輪距の変更 (ミニカー登録)</p>	<p>改造後の輪距が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/>変更後の輪距が確認できる写真（メジャーを添えた写真） <input type="checkbox"/>スペーサーのカatalogの写し(新規のみ) <input type="checkbox"/>スペーサー購入時の領収書等の写し(新規のみ)</p>  <p style="text-align: right;">輪距（タイヤの中心間の距離）</p>
<p>原動機内部のボーリング</p>	<p>改造後のシリンダーの内径及び行程を申告してください。 <input type="checkbox"/>ボーリング後の排気量計算書（表面に内径、行程の記入があれば省略）</p>
<p>自主作製</p>	<p>作製した車両の形状、車輪数、排気量等が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/>形状、輪距がわかる写真 <input type="checkbox"/>排気量がわかる資料 <input type="checkbox"/>車両の設計書の写し <input type="checkbox"/>原動機の部品等購入時の領収書等の写し（メーカー名、型番等がわかるもの）</p>
<p>その他（上記以外）</p>	<p>改造内容が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/>改造に使用した部品のカatalogの写し <input type="checkbox"/>改造後の車両の写真 <input type="checkbox"/>改造内容が確認できる設計書の写し</p>

※改造内容の審査に必要ながあれば、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

※インターネットで部品等を購入した場合は、領収書に代えて入札した履歴等の画面の写しで代用できます。

※改造内容が確認できない場合は、課税対象として判断できないため、標識を交付できない場合があります。

※製造元からミニカーとして販売された車両については、この書類の提出は不要です。

<改造についての注意事項>

- ・改造（自主作成）車両で公道を走る場合は、道路運送車両法に定める保安基準に適合する必要があります！！
 三島市が交付する標識は、軽自動車税の課税客体として表示するために貸与しているものであり、公道を走ることを了承したものではありません。また、三島市では保安基準の審査は行っていません。
- ・一度改造したものを元に戻す場合にも申告が必要です！！
 改造した車両を元の状態（製造時）に戻す場合にも、申立書及びそれを証明する資料の提出が必要になります。